

第14 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続

1 障害のある生徒の入学選抜に当たっての基本的な考え方

障害のある生徒の入学選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のあることにより、差別的な取扱いにならないよう、十分に留意する。

2 障害のある生徒の出願に当たっての配慮事項及び選抜の際の取扱い

(1) 志願者及び出身中学校長、義務教育学校長及び特別支援学校長（以下「中学校長」という。）に係る事項

ア 県公立高等学校への出願を希望しており、かつ、障害があるために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、次の(ア)及び(イ)の事項を記入した「学力検査等の際に配慮を必要とする生徒について（要望）」（様式は定めない）（以下「要望書」という）を整え、志願先高等学校に出向き、高等学校長にあらかじめ事情を説明すること。

要望書を作成するに当たっては、志願者及び保護者の要望を十分に聞くこと。

(ア) 学力検査等に当たって配慮してほしい措置

(イ) 中学校として平常の学校生活において配慮している措置

イ 志願者及び保護者は、希望する場合には、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」（様式18、以下「学力検査等の措置願」という。）を中学校長を経て高等学校長に提出することができる。

志願者及び保護者は、学力検査等の措置願を可能な限り、出願の1週間前までに中学校長に提出すること。「学力検査等の措置願」の提出を受けた中学校長は、「中学校として平常の学校生活において配慮している措置」についての副申（様式19）を添えて、志願先高等学校に出向き、「学力検査等の措置願」を提出するとともに、志願先高等学校長にあらかじめその事情を説明すること。

(2) 志願先高等学校長に係る事項

ア 中学校長から説明を受けた志願先高等学校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等に特別な配慮を要する措置について協議を行うこと。

また、志願者及び保護者から協議に同席したい旨の希望が出された場合には、志願者及び保護者を交えて協議すること。

イ 志願先高等学校長は、特別な配慮を必要とする場合は、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。措置については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて行うこととする。

配慮できる措置については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。

（様式は定めない）

ウ 志願者から「学力検査等の措置願」が提出された場合には、これを選抜のための資料とする。ただし、提出されたことにより、差別的な取扱いをすることがないように十分に留意する。

3 その他（怪我や病気等により学力検査等実施上の配慮が必要な場合）

(1) 志願者及び中学校長に係る事項

公立高等学校への出願を希望しており、かつ、怪我や病気等があるために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、次の(ア)と(イ)の事項を記入した「怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について」（様式20）を整え、志願先高等学校に出向き、高等学校長に事情を説明すること。

様式20を作成するに当たっては、志願者及び保護者の要望を十分に聞くこと。

(ア) 事由（怪我や病気等の内容や程度など）

(イ) 学力検査等に当たって配慮してほしい措置

(2) 志願先高等学校長に係る事項

ア 中学校長から説明を受けた志願先高等学校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等の際に必要な配慮について協議を行うこと。

イ 志願先高等学校長は、配慮を必要とする場合は、必要に応じて、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。配慮については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときに行うこととする。

配慮する事項については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。（様式は定めない）